



宮崎労働局発表
平成28年9月30日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 渡邊 泰行
室長補佐 大幡 祐太郎
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

宮崎県最低賃金の改正について

～ 10月1日から時間額714円に ～

宮崎県（地域別）最低賃金が、10月1日（土）から時間額「714円」（引上げ額21円）になります。

宮崎労働局（局長 元木賀子）は、宮崎県最低賃金について、21円引き上げて、時間額714円に改正することに決定し、9月1日付けで官報に掲載しましたが、30日が経過した10月1日付けで発効することになりました。

21円の引上げ（引上げ率3.03%）は過去最大で、宮崎県最低賃金は平成12年に時間額600円に改正されて以来、初めて700円を超えることになります。

また、10月1日付けの発効は、平成18年以来10年ぶりの早期発効となります。

現在、特定（産業別）最低賃金の改正作業を進めておりますが、宮崎県最低賃金の改正に伴い、特定（産業別）最低賃金のうち「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（678円、平成26年12月26日改正発効）」及び「各種商品小売業最低賃金（705円、平成27年12月24日改正発効）」については、宮崎県最低賃金を下回ることになるため、本年10月1日（土）からは、宮崎県最低賃金の時間額714円が適用されます。

最低賃金は、宮崎県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者に対し適用され、最低賃金を下回る賃金額は無効となり、最低賃金を下回る賃金を支払った事業主は刑罰の対象となります。

【最低賃金法（昭和34.4.15法律137号）】

第4条（抄） 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。